

白川村多言語版観光ガイドブック作成事業仕様書

1. 目的

訪日外国人観光客の増加に伴う局地的な混雑や渋滞、マナー問題を解消し、持続可能な観光地経営を推進するため、多言語版の観光総合ガイドブックを作成する。

本事業では、事前に世界遺産集落の価値や適切なマナーへの理解を深める仕組みを構築し、地域社会を尊重する旅行者を呼び込む。あわせて、世界遺産集落周辺の混雑を回避し、ゆとりある観光を楽しめるよう、村内全域の多様なコンテンツや交通情報を一体的に提供する。

これにより、観光客の受け入れキャパシティの平準化を緩やかに促し、快適な滞在と地域経済の持続的な発展を両立させることを目的とする。

2. 事業名

白川村多言語観光ガイドブック作成事業

3. 履行期間

契約締結日の日から令和9年2月19日（金）まで

4. 業務の運営管理

- (1) 業務の実施にあたり統括責任者を置くこと。
- (2) 業務の進捗状況について、随時、発注者に報告すること。
- (3) 取材の日程について、随時、発注者と協議しながら調整すること。
- (4) 成果物の品質について、納品前に発注者の承認を得ること。

5. 業務内容

受注者は、上記目的を達成するため、以下の各業務を遂行するものとする。

- (1) 白川村多言語観光ガイドブックの全体の計画、デザイン等の作成
 - ア 多言語観光パンフレットに係る企画立案・デザイン・撮影・文書作成・レイアウト・編集・校正・イラスト（地図含む）など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。なお、令和6年度に作成した白川郷観光ガイドブック「白川郷再発見」（日本語版）のデザイン等を参考にしても構わない。
 - イ 白川村多言語観光ガイドブックは英語、タイ語、中国語（簡体字・繁体字）の4言語で作成すること。なお、記載内容の確認は日本語で確認するものとする。
 - ウ 承認を得た日本語の原稿をそれぞれの指定の言語に翻訳する際には翻訳者のほかに最低1名以上のネイティブによるチェックを行うこと。なお、受注者は契約時に本業務に従事する翻訳者およびネイティブチェッカーの経歴・実績を示した任意様式の書面を提出すること。
 - エ 見やすさ、わかりやすさに配慮したデザイン色彩及びフォントを用いること。
 - オ 写真、イラスト等の紙面構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とする。ただし、発注者が所有している写真や資料は可能な範囲で提供する。
 - カ 校正は発注者が校了判断するまで行うものとする
 - キ 村観光パンフレット作成に係り綿密に発注者と受注者が協議できること。
- (2) 掲載する村内コンテンツの取材・撮影等
 - ア 村内の取材・撮影先については、原則観光施設、飲食店、自然景勝地等とし、発注者と十分協議し決定する。なお、村内における新規取材・撮影の想定日数は2日間とし、取材・撮影に係る諸経費（モデル手配、施設入館料等含む）はすべて契約金額に含めるものとする。
 - イ 村内観光施設及び関係団体への取材・撮影の協力依頼及び関係先への掲載内容確認及び校正については、受注者が行うものとする。

(3) 制作業務全体の管理

- ア 受注者は、発注者による紙面内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は、速やかに対応するものとする。
- イ 最終校正完了後、発注者による確認を完了した後、印刷に取りかかるものとする。

(4) 観光パンフレットの印刷・製本及び納品

規 格	A 5 サイズ横 (縦 148 mm×横 210 mm)・中綴じ (ブック形式)
印 刷	全ページ 4 色両面印刷 (フルカラー)
言 語	英語、中国語 (簡体字・繁体字)、タイ語
項 数	3 6 ページ (表紙、裏表紙込み)
紙 質	表紙及び裏表紙：マットコート紙 135 kg 本文：マットコート紙 90 kg
部 数	英語：10,000 部 中国語 (繁体字)：5,000 部 中国語 (簡体字)：3,000 部 タイ語：3,000 部
納 品 物	①白川村多言語観光ガイドブック (冊子) 計 21,000 部 ②パンフレットの電子データ ・低解像度 PDF ファイル ・高解像度 PDF ファイル ・レイアウト編集データ (Adobe Illustrator 形式等のアウトライン済および未アウトラインデータ一式) ・画像 (写真含む)、図表、イラストデータ

(5) 成果物の納品場所

白川村役場観光振興課 (〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷 517 番地)

梱包の際に外部から日本語版・英語版の識別ができるような印 (シール等) をつけること。

(6) その他観光パンフレットの作成に必要な業務

6. 業務の要件

- (1) 白川村多言語観光ガイドブックを作成するにあたり既存の白川郷観光ガイドブック「白川郷再発見」(日本語版)の内容を参考にしても良いが、訪日外客の特徴・ニーズを踏まえ、掲載すべき内容を決める事。また、訪日外客にとって分かりやすい情報となるよう、文字サイズの確保、情報の整理、図表や写真の活用等により視認性及び可読性に配慮した紙面構成とすること。
- (2) 村内全体の観光情報を魅力的かつわかりやすく伝えることはもちろんのこと、マナー・渋滞状況・白川村の歴史等事前に訪日外客に知ってもらうことで「村を大事にしたい」という気持ちを醸成できるように紙面を工夫すること。また、QRコード等を効果的に配置し、村が別途構築する「白川郷レスポンスブル・ツーリズム」特設サイトや「白川郷すんなり旅ガイド シラカワ・ゴーイング」等のデジタル施策と有機的に連動させ、タビマエからタビナカへのシームレスな情報提供 (行動変容の促進) を実現する企画・導線設計を提案すること。
- (3) 白川村全域の魅力発信に加え富山県の五箇山集落を含めた世界遺産全体への周遊を促すうえで、外国人観光客の興味関心、移動手段及び安全を考慮のうえ、モデルコースを効果的に掲載することにより、村内での滞在時間の延長を促進し、かつ、読み手が読んで楽しく、理解しやすいものとする事。
- (4) 村内外及び県内外の主要都市 (主要空港) からの交通情報を掲載すること。

- (5) 白川村多言語観光ガイドブックは、観光情報のみを掲載するのではなく、訪日外客に村を観光するにあたって大事にしてほしいことをタビマエに知ってもらった上で来訪してもらうことを目的としていることを十分に理解したうえで作成すること。

7. 著作権等

- (1) 受注者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受注者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 肖像権、意匠権、著作権およびその他の権利等について取材前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受注者が行うこと。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

8. 「契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が看取られない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報が無い場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と受注者の十分な協議及び緊密な連携調整を行い円滑かつ、効果的な実施に努めること。
- (2) 受注者は本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について発注者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- (3) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は速やかに発注者と協議すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に必要な経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (6) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要するものと判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (7) 業務終了後に、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。